**＜調査委託費の支給要件について＞**

**１．支給対象**

　各地区による店頭展示車等の表示状況に関する規約遵守状況調査（訪問調査）を実施。

**※「セルフチェック方式」のみによる調査は、対象とはなりません。**

**２．支給金額**

　新車・中古車の調査ともに、原則各５万円。（下記「３．支給要件」を満たしている場合）

**３．支給要件**

１）原則として、実施要領に基づく下記の調査事業者数（拠点数）の調査を実施して　　　いただいた場合となります。

　＜新車関係＞

◆原則として１社２ヶ所（ただし、２ヶ所ない場合は、１ヶ所のみ）

　＜中古車関係＞

◆自販連・全軽自協関係は、ディーラーあたり１展示場

◆日整連・中販連関係は、全数調査が困難な場合は次の調査数を目安とします

会員数100 未満の地区 30展示場以上

会員数100～200未満の地区 50展示場以上

会員数200 以上の地区 70展示場以上

　　　　※会員数は、展示場を有する会員数を指す

　　　　※会員数が３０未満の場合、または、調査拠点数が３０未満の場合の支給金額につきましては、公取協までご確認ください。

２）調査結果集計表と併せて、添付の調査報告書及び調査委託費支給申請書の提出を　　お願いいたします。

　＜注意点＞

　　◆調査結果集計表については、もれなく記入をお願いします。

　　◆調査報告書および調査委託費支給申請書には、必要事項の記入、押印をもれなくお願いします。

◆実施要領に基づく報告期限（**２０２４年１月末日**）までにご報告をお願いします。